

フォークリフト運転技能講習について

(労働安全衛生法 第61条、同法施行令第20条11号)

フォークリフトは、製造業や運送業、倉庫業、小売・卸売業など広く使用されている荷役運搬機械です。運転が比較的容易で乗用車に近い感覚で運転できる利点がありますが、走行運転だけでなく、重い荷を運搬したり、荷積み・荷降ろし作業をしたり危険を伴う荷役という特殊な作業を伴います。そのため、フォークリフト作業の特殊性を十分理解しないことによる労働災害も多く発生しています。

これらの労働災害を防止するために、フォークリフトの走行及び荷役に関する装置の構造、運転に必要な力学に関する知識、フォークリフトの点検・整備等、フォークリフト運転の基本を学ぶことが必要となります。

【受講資格】

大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊免許(カタピラ車限定付)のいずれかを有している者又は大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許又は大型特殊第二種免許(カタピラ車限定付)のいずれかを有している者

【講習内容】

区 分	講 習 科 目	講習時間
学 科	荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4時間
	運転に必要な力学に関する知識	2時間
	関係法令	1時間
	修了試験	1時間
実 技	走行の操作・荷役の操作(カウンタータイプを使用)	24 時間
	修了試験	1時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義及び修了試験(日本語(漢字含む))となります。

【修了証】

全ての講習を受講し、修了試験に合格すると、修了証を交付いたします。